

相 談 事 例

ID： 01-02-013

相談タイトル

住宅新築の設計協議を進めていた物件の解約について

Q：ご相談内容

見積もりの段階で折り合いがつかなかったので、断ろうとしたところ、143万の請求を受けた。契約書の取り交わしは無い。143万の内訳：130万（内100万は業務報酬）＋消費税13万
設計合意書が渡されたが、そこにも署名捺印等はない。ただし、設計内容についての著作権的な部分については外部に出さないようにとの記載があった。相談者は相見積を取るため、他業者に見せてしまった。そのことについて、業者の方から裁判に訴えれば、業者が勝つと言っている。支払わなければならないものなのか。

A：回答

請求を受けているのが、どのような内容・性質のものかを確認して下さい。
工事請負契約は締結していないということですが、設計業務と工事を一括して実施する場合に用いられる、設計合意書があるようですので、現在の設計合意書が法的な効力を有しているのかを弁護士等の専門家に一度確認してもらった方が良いでしょう。
設計合意書が有効に締結されているとすれば、その解除については、設計合意書の中に解除に関する記載があると思います。
また、130万の内訳について100万の業務報酬の根拠を示してもらい確認した方が良いでしょう。
まずは、相談者は、支払いの意思も契約した意思も契約するつもりも無いことを、文書等で伝え、相手業者からの回答を期限を決めて求めたらどうかと考えます。相手が応じず、請求のみをしてくるのであれば、弁護士等、専門家に相談しながら交渉をしていくことがよいと思います。